

岩手県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 7 月 29 日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第 9 号

岩手県警察職員定数規則の一部を改正する規則

岩手県警察職員定数規則（昭和 32 年岩手県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後					
別表（第 2 条関係）					別表（第 2 条関係）					
所 属	区 分	警察官	警察官	合 計	所 属	区 分	警察官	警察官	合 計	
			以外の警察職員					以外の警察職員		
警察本部	警務部	総務課	<u>5</u>	[略]	<u>8</u>	警務部	総務課	<u>7</u>	[略]	<u>10</u>
		[略]			[略]					
	生活安全部	生活安全企画課	<u>16</u>	[略]	<u>19</u>	生活安全部	生活安全企画課	<u>15</u>	[略]	<u>18</u>
		[略]			[略]					
	刑事部	刑事企画課	<u>16</u>	[略]	<u>20</u>	刑事部	刑事企画課	<u>15</u>	[略]	<u>19</u>
		[略]			[略]					
[略]					[略]					
[略]					[略]					

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。